

補助金調書

補助金名	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)			担当課 (連絡先)	こども未来局子育て支援部 こども発達支援課(TEL 711-4178)	
交 付 先	☐ 団体	民間社会福祉法人		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期	4月～5月			
(公募の場合) 応募要件	民間社会福祉法人(障がい児入所施設、児童発達支援センターの設置者)					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和54	年度	経過年数	47	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	民間障がい児福祉施設の安定運営のため、市が運営費の一部を予算の範囲内において負担することとし、本市における療育体制の維持確保、施設における児童等の処遇向上や職員の待遇改善に資することを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	職員賞与や加配臨時職員の雇用費用、職員の研修費用を市が補助するもので、民間社会福祉施設の雇用環境改善及び職員の資質向上を図ることに寄与しており、今後も継続して実施する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☒ 定額 ☐ 定率 ☐ その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 施設の整備、入所者等の処遇の向上及び施設職員の待遇改善のための費用に 対する補助金 施設均等割額+入所者数比例割額+職員数比例割額+臨時職員雇用経費+検便検 査補助額+第三者評価経費補助額					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(5) 件	6 件	7 件		
	10,136 千円	(18,546) 千円	20,120 千円	19,006 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	民間障がい児施設の職員の処遇改善					
補助金交付 による効果	民間障がい児施設の入所児等に対する処遇の向上					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。